

資料3

■ 児童福祉施設等の居室面積(1人当たり)基準

施設種別		国	都	備考
乳児院	面積	2.47㎡以上	2.47㎡以上	
	根拠	児童福祉施設最低基準	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則	
児童養護施設	面積	4.95㎡以上 (乳幼児のみの居室は3.3㎡以上)	4.95㎡以上 (乳幼児のみの居室は3.3㎡以上)	
	根拠	児童福祉施設最低基準	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則	
児童自立支援施設	面積	4.95㎡以上	4.95㎡以上	
	根拠	児童福祉施設最低基準	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則	
母子生活支援施設	面積	1室あたり30㎡以上	1室あたり30㎡以上	
	根拠	児童福祉施設最低基準	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則	
グループホーム	面積	4.95㎡以上 (幼児については3.3㎡以上)	4.95㎡以上 (幼児については3.3㎡以上)	
	根拠	地域小規模児童養護施設設置運営要綱	東京都養護児童グループホーム制度実施要綱	
ファミリーホーム	面積	なし	3.3㎡以上 (個室の場合は3畳以上)	・4室24畳以上の居室を有すること
	根拠	—	東京都ファミリーホーム事業(小規模住居型児童養育事業)設置・運営基準	